大阪府、大阪市と丸紅株式会社との空飛ぶクルマの大阪での商用運航実現と産業振興に向けた連携協定

大阪府（以下「甲」という。）、大阪市（以下「乙」という。）と丸紅株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することによって、空飛ぶクルマの大阪での商用運航実現と産業振興に向けた取組の充実を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力する（以下「本連携・協力」という）。

（１）大阪での空飛ぶクルマの商用運航実現とその後の大阪・関西における事業展開に関する事項

（２）万博で培われた機運の継続及び社会受容性の向上に関する事項

（３）運航を中心とした周辺事業との連携、関連産業の拡大による大阪・関西経済の活性化に関する事項

（４）救急医療、災害時における支援等に関する事項

（５）その他、この協定の目的に資する事項

２　本連携・協力を効果的に推進するため、甲、乙及び丙は定期的に協議を行うものとする。なお、本連携・協力の具体的な内容については、この協定の別紙（以下「別紙」という。）並びに甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

（期間）

第３条　この協定の期間は、締結日から１年間とする。

２　前項に規定する期間の満了の日の１か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも、書面による協定終了の申出がない場合は、満了の日の翌日から１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（変更及び解約）

第４条　この協定の変更又は解約は、甲、乙又は丙のいずれかの申出に基づき、甲、乙及び丙の協議によって行うものとする。この協定の変更は甲、乙及び丙３者合意の上、記名押印によるものとする。なお、別紙については、これによらず３者合意にて変更することができる。

２　前項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙のいずれかが、次の各号のいずれかに該当するときは、他の当事者は何らの通知も要せず、この協定を解約することができる。

（１）反社会的勢力と社会通念上非難される関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

（２）他の当事者に対して、脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求をしたとき。
（３）他の当事者の信用を失墜させ、又は業務を妨害する行為があったとき。

３　前項の規定により、この協定を解約した者は、この協定が解約されたことによって他の当事者に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（確認事項）

第５条　この協定書は、甲、乙及び丙の連携・協力の枠組みを定めるものであり、各当事者に対し、特定の成果の達成・資金拠出・役務提供・契約締結その他の法的拘束力を生じさせるものではないことを確認する。各当事者は自己の裁量により本協定に基づく連携・協力の全部又は一部を中止し又は変更することができる。

２　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じたときは、甲、乙及び丙が協議の上、これを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和８年５月８日

甲：大阪府

代表者　大阪府知事

乙：大阪市

代表者　大阪市長　　横山　英幸

丙：東京都千代田区大手町１－４－２
丸紅株式会社
代表取締役 社長　　大本　晶之

（別紙）

大阪府、大阪市と丸紅株式会社が、令和８年５月８日に締結した「空飛ぶクルマの大阪での商用運航実現と産業振興に向けた連携協定」に基づく具体的な取組例は、以下のとおりとする。なお、連携協定に基づく連携・協力を効果的に推進するため、３者で定期的に協議の上、具体的な取組例は必要に応じて変更する。また、丸紅株式会社は、この協定に基づく取組を、丸紅エアロスペース株式会社とともに推進するものとする。

① 大阪での空飛ぶクルマの商用運航実現とその後の大阪・関西における事業展開に関する事項
- 運航体制の確立及び検証結果の共有
- 事業性の検証、観光分野における事業モデルの検討
- 大阪を拠点とした具体的な運航ルートや離着陸場等の拠点の調査・検証
- 空港アクセスやビジネス利用等の観光分野以外での利活用に向けた調査・検討

② 万博で培われた機運の継続及び社会受容性の向上に関する事項
- 空飛ぶクルマの運航実現に向けた大阪での継続的なデモフライトの実施
- 空飛ぶクルマの更なる社会受容性向上に資する情報発信イベントの実施

③ 運航を中心とした周辺事業との連携、関連産業の拡大による大阪・関西経済の活性化に関する事項
- ワンストップでの支援体制の構築
  - 大阪・関西でのビジネス展開に向けた支援項目の洗い出し・対応
- 在阪企業との連携及び協業の推進
  - 離着陸場の整備、運航体制の構築、充電設備の整備などに向けた検討
- 官民関係者との連携による環境整備や必要な制度整備に向けた検討
  - 商用運航に必要な離着陸場など事業環境の整備に向けた検討、規制緩和にかかる検討など

④ 救急医療、災害時における支援等に関する事項
- 救急医療における空飛ぶクルマの活用に向けた調査・検討
  - 大阪・関西内での空飛ぶクルマを活用した救急医療の可能性調査・検討
- 災害時における空飛ぶクルマの活用方策の調査・検討
  - 災害時の空飛ぶクルマを活用した救助活動、物資搬送等の可能性調査・検討